

鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会運営要綱

(平成26年2月14日付第201300165478号 鳥取県農林水産部長通知)

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表1で定める次の事項を審議するものとする。

- ・県が実施する林業の普及及び指導活動の評価に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その審議する事項に関し、知識または経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の庶務は鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課において処理する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は鳥取県森林・林業振興局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。